

各 位

## 株式会社 S B I 証券との金融商品仲介サービス開始のお知らせ

株式会社東和銀行（頭取：吉永國光）は、株式会社 S B I 証券（代表取締役社長：高村正人）と提携し、平成 30 年 2 月 5 日（月）より金融商品仲介サービスの提供を開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. サービス開始日

平成 30 年 2 月 5 日（月）

### 2. サービスの概要

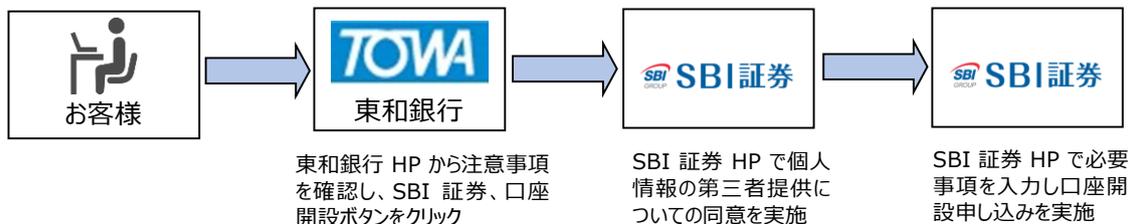
東和銀行は S B I 証券から金融商品仲介業務の委託を受け、金融商品・サービスの提供を行います。

ネット証券最大手の S B I 証券との提携により、当行ホームページ等の W e b サイトを通じて S B I 証券の持つ多様な商品購入・投資情報を取得する機会をお客さまに提供し、ご自身の投資プランに合わせた資産運用を行うことが可能となります。

### 3. 証券口座開設方法について

東和銀行ホームページにおいて S B I 証券バナーをクリックすると、お申込み手続きをご案内するページへ進みます。注意事項をご確認の上、画面に従ってお手続きください。

#### 【口座開設の流れ】



### 4. S B I 証券について

#### (1) S B I 証券の概要（平成 29 年 9 月 30 日現在）

商号	株式会社 S B I 証券
事業内容	オンライン総合証券
代表者	北尾 吉孝、高村 正人
住所	東京都港区六本木 1-6-1
設立年月日	平成 11 年 4 月 26 日（商号変更日）
資本金	483 億 2,313 万円

#### (2) S B I 証券の特徴

- ネット証券「顧客満足度ランキング第 1 位」※2018 年オリコン顧客満足度調査 ネット証券
- 総合口座開設数 400 万口座超（ネット証券 No. 1）
- 業界最低水準の手数料と豊富な商品ラインアップ（投資信託 2,500 本以上）
- 業界随一のマーケット情報、高機能なトレーディングツールを提供

以 上

## 【金融商品仲介業務に関するご確認事項】

- ・当行は、金融商品仲介業務を行う登録金融機関として、株式会社SBI証券、新生証券株式会社、大和証券株式会社を委託金融商品取引業者として金融商品仲介を行っています。  
各委託金融商品取引業者により、お取引方法・取扱商品・サービス・手数料等が異なります。
- ・当行は委託金融商品取引業者とは別法人であり、金融商品仲介業務のご利用にあたっては、各委託金融商品取引業者での口座開設が必要となります。
- ・金融商品仲介業務でお取引いただく商品は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。なお、金融商品仲介業務によりお取引いただく商品は、委託金融商品取引業者に預託いただくこととなり、商品の管理は、委託金融商品取引業者の指定する方法により取扱い、投資者保護基金による支払いの対象となります。
- ・金融商品仲介業務でお取引いただく商品は、払込みいただいた金額が保証されている商品ではありません。
- ・金融商品仲介業務で取扱う有価証券は、金利、為替、株式等の変動や有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失が生じるおそれがあります。従って、これに伴うリスクは、ご購入されたお客さまが負うこととなります。
- ・金融商品仲介業務でお取引いただく商品の運用による損益は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- ・お取引にあたっては、お客さまご自身の責任と判断で行っていただく必要があります。
- ・お取引に際しては、手数料がかかる場合があります。手数料等は、商品・取引金額・取引方法等によって異なりますので、具体的な金額または計算方法を記載することができません。
- ・金融商品仲介業務におけるお取引が、当行との預金・融資取引等のお取引に影響を及ぼすことはありません。また、当行における預金・融資取引等のお取引が、金融商品仲介業務に影響を与えることはありません。
- ・当行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介における金融商品等やサービスは、各委託金融商品取引業者によるものであり、当行が提供するものではありません。
- ・同じ投資信託でも当行の店頭等でお取扱いと、各委託金融商品取引業者によるお取扱いとでは手数料等が異なる場合があります。
- ・お客さまが行うお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
- ・お取引に際しては、各委託金融商品取引業者より交付される契約締結前交付書面、目論見書、販売用資料、約款等により、必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客さまご自身でされるようお願いいたします。なお、各商品のリスク及び手数料等の情報の詳細等については、各商品の契約締結前交付書面、目論見書、販売用資料および各委託金融商品取引業者ホームページ等にてご確認ください。

### [金融商品仲介業務をおこなう登録金融機関]

商号等	株式会社東和銀行
登録金融機関	関東財務局長（登金）第 60 号
加入協会	日本証券業協会

### [委託金融商品取引業者]

- ・商号等  
株式会社SBI証券  
金融商品取引業者  
関東財務局長（金商）第 44 号  
加入協会  
日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- ・商号等  
新生証券株式会社  
金融商品取引業者  
関東財務局長（金商）第 95 号  
加入協会  
日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- ・商号等  
大和証券株式会社  
金融商品取引業者  
関東財務局長（金商）第 108 号  
加入協会  
日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会